


年度 個人の町民税・県民税

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

<div style="text-align: center;">  <p>広陵町長</p> <p>年 月 日提出</p> </div>	申請者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 —																				
		名称 (氏名)																					
		代表者名																					
		個人番号又は 法人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																				
		電話番号	( ) —																				
特別徴収 指定番号																							

地方税法施行令第48の9の11により、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたことについて下記のとおり届け出ます。

提出日における給与の支払いを受ける者の人数	常時勤務者	人
	臨時勤務者	人

【留意事項】

- 1 この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期承認の効力が失われることとなります。
- 2 給与の支払いを受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、あらかじめ申請が必要となります。
- 3 この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくこととなります。

(例) この届出書を提出したのが3月の場合

- |             |   |         |
|-------------|---|---------|
| 12月～2月特別徴収分 | ⇒ | 4月10日   |
| 3月特別徴収分     | ⇒ | 4月10日   |
| 4月～5月特別徴収分  | ⇒ | 翌月10日まで |